

静岡県医療機関等職場環境整備等事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるため、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、静岡県医療機関等職場環境整備等事業を実施する医療施設等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「静岡県医療機関等職場環境整備等事業」とは、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）の1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業に基づき実施する事業をいう。
- (2) この要綱において、「医療施設等」とは、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーションをいう。

第3 補助の対象及び補助額（率）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 資金状況調べ（様式第3号）
 - エ その他別に定める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の決定

知事は、交付申請書等を受理したときは、当該申請を審査し、補助金の交付決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

第6 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができること。
- (2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、申請者に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、申請者はこれに従わなければならないこと。
- (3) 申請者は、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 申請者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 申請者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (6) 申請者は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

第7 交付の取り下げ

申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第8 変更の承認申請

提出書類各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) その他別に定める書類

第9 実績報告

- (1) 提出書類各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績報告書（様式第6号）
- ウ その他別に定める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日（ただし、第6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して10日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第10 交付額の確定等

知事は、事業完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合においては、第9の実績報告書等の書類の審査等の結果、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

第11 補助金の交付

知事は、第5で決定した額を概算で交付するものとする。

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書（様式第7号）
- (2) 提出期限

補助金交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第12 返還

補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

第13 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額を補助金額から減額して報告すること。

(2) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(1)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入額控除税額が 0 円の場合を含む。）には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 8 号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金に適用する。

別表

補助の対象		補助額 (率)
補助対象経費	補助基準額	
医療施設等(「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業(令和7年2月12日医政発0212第5号)」に規定する「1.生産性向上・職場環境整備等支援事業」の対象として支給金の給付を受けた対象施設は対象外とする。)が令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する静岡県医療機関等職場環境整備等事業に要する次に掲げる経費 (1) ICT機器等の導入による業務効率化 タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 (2) タスクシフト/シェアによる業務効率化 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア (3) 補助金を活用した更なる賃上げ 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善	(1) 病院・有床診療所(※) 許可病床数に4万円を乗じて得た額 (2) 無床診療所 1施設当たり18万円 (3) 訪問看護ステーション 1施設当たり18万円 ※ 許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設当たり18万円を交付する。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。